

「ワーケーションモニターツアー事業」業務委託
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和3年10月19日現在)

【受付番号1】

質問項目	仕様書4-④ 参加者が負担する経費 ⑩モニターツアーに係る経費
質問内容	Gotoトラベルが再開された場合、今事業のツアー代金に対しての併用は可能でしょうか。
回 答	Goto トラベルのビジネス出張に関する条件に合致すれば適用可能です。

【受付番号2】

質問項目	仕様書4-④ 参加者が負担する経費
質問内容	県負担として体験料（上限10千円）とあるがこれにリフト券を含みますか。それとも現地での交通費を含みますか。
回 答	リフト券は体験料に含まれます。

【受付番号3】

質問項目	仕様書4-④ 参加者が負担する経費
質問内容	家族を対象としたプランは、宿泊費および体験料の県負担（委託費に含む）は上限60千円（3人以上）とあるが、2名参加の場合は15千円×2名分で、3名以上は何名でも一律60千円という解釈でよろしいですか。
回 答	3名以上の場合、何名参加であろうと県負担額の上限は60千円です。

【受付番号4】

質問項目	仕様書4-⑤ 実施回数、参加者数
質問内容	35名程度を3コースで実施するという解釈でよろしいですか。 例) Aコース10名 Bコース10名 Cコース15名

回 答	そのとおりですが、3 コース以上の設定でも構いません。
-----	-----------------------------

【受付番号5】

質問項目	仕様書4-⑩ モニターツアーに係る経費
質問内容	モニターツアーに係る経費は包括料金の表記で、包括料金から県側負担分を差し引いた料金提示でよろしいですか。
回 答	包括料金で見積書は作成してください。